

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 29 年 3 月 10 日 (金) 号外第 19 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **公安規則** 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（1）（運転免許課）・・・・・・・・・・ 3

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県道路交通法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

道路交通法の一部が改正され、自動車の種類として準中型自動車が設けられたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 赤外線を吸収し、又は反射するナンバープレートカバーの取付け等を禁止する自動車に準中型自動車を加える。
- (2) 幅寄せ等をしてはならない自動車に、聴覚障害者標識の表示を免許条件として付された者が運転する準中型自動車を加える。
- (3) 準中型自動車免許の免許試験の場所を定める。
- (4) 安全運転管理者・副安全運転管理者に関する届出書等の様式について、所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成29年3月12日とする。

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月10日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

鳥取県公安委員会規則第1号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(車両等の運転者の遵守事項)</p> <p>第9条の22 法第71条第6号の公安委員会が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し、又は反射するための物を取り付け、又は付着させて、大型自動車、中型自動車、<u>準中型自動車</u>、普通自動車（原動機が大きさが総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。）又は大型特殊自動車を運転しないこと。</p> <p>(8) 自動車を運転する場合において、<u>法第85条第1項若しくは第2項又は第86条第1項若しくは第2項の規定により準中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許を受けた者</u>で法第91条の規定により法第71条の6第1項又は第2項に規定する標識を付けるべきこととする条件を付されているものが補聴器を用いないで表示自動車（当該標識を付けた<u>準中型自動車又は普通自動車</u>をいう。以下この号において同じ。）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に法第26条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。</p> <p>(9)・(10) 略</p> <p>(試験の場所)</p> <p>第15条 免許試験は、次の表の左欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所におい</p>	<p>(車両等の運転者の遵守事項)</p> <p>第9条の22 法第71条第6号の公安委員会が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し、又は反射するための物を取り付け、又は付着させて、大型自動車、中型自動車、普通自動車（原動機が大きさが総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。）又は大型特殊自動車を運転しないこと。</p> <p>(8) 自動車を運転する場合において、<u>法第71条の5第2項に規定する普通自動車対応免許を受けた者</u>で法第91条の規定により法第71条の6第1項に規定する標識を付けるべきこととする条件を付されているものが補聴器を用いないで表示自動車（当該標識を付けた普通自動車をいう。以下この号において同じ。）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に法第26条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。</p> <p>(9)・(10) 略</p> <p>(試験の場所)</p> <p>第15条 免許試験は、次の表の左欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所におい</p>

て行う。

免許の種類	場所
大型自動車免許、中型自動車免許、 <u>準中型自動車免許</u> 、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、牽引免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許、大型特殊自動車第二種免許、牽引第二種免許及び仮運転免許	鳥取県自動車運転免許試験場又は公安委員会が指定する道路若しくは場所。 <u>ただし</u> 、法第97条第1項第1号に掲げる事項についての免許試験のみを受ける場合は、鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許試験場とする。
略	

て行う。

免許の種類	場所
大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、牽引免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許、大型特殊自動車第二種免許、牽引第二種免許及び仮運転免許	鳥取県自動車運転免許試験場又は公安委員会が指定する道路若しくは場所 <u>ただし</u> 、法第97条第1項第1号に掲げる事項についての免許試験のみを受ける場合は、鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許試験場とする。
略	

第2条 鳥取県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第4号、別記様式第11号、別記様式第11号の2及び別記様式第12号を次のように改める。

別記様式第4号（第10条の2関係）

※整理番号		;	
安全運転管理者・副安全運転管理者に関する届出書 （新規・管理者変更・解任・届出内容変更） 鳥取県公安委員会 様			
		年 月 日	
安全運転管理者 } 副安全運転管理者 } を選任・解任 届出事項を変更 }		}したので届け出します。 届出者 氏名 ㊟ （法人にあつてはその名称及び代表者氏名） 住所 電話番号	
選任年月日	年 月 日	名 称	
安全運転管理者 (副安全運転管理者) 氏 名	(ふりがな)	位 置	
生年月日 (年齢)	・ ・ (歳)	安全運 転管理 者	
資格要件	(1) 安全運 転管理 者 副安全 運転管 理者	(2) 運転管理 経験2年 以上 運転管理 経験1年 以上	(3) 公安委員会 の教習 修了者で管理経験 1年以上 公安委員会 の認定
職務上の地位	1 使用者 3 係長 5 その他	2 課長以上 4 主任	使用の本 拠におけ る自動車 台数・運 転者数
安全運 転管理 経験	勤務期間 自 . . 自 . . 自 . . 自 . .	勤務先名	役職名
前任者氏名	解任年月日 年 月 日	氏 名	
備考	解任事由 1 死亡 3 転任 5 その他	2 退職 4 解任命令	副安全運転管理者 選任数
		名	

注1 この届出書は、所轄警察署を経由して提出してください。
 2 届出書には次の書類を添付してください。
 (1) 戸籍抄本、住民票の写し、運転免許証の写し又は健康保険等の被保険者証若しくは共済組合員証の写し
 (2) 管理経歴証明書（安全運転管理者としての管理歴を証明するもの）
 (3) 自動車安全運転センターの発行する運転記録証明書

別記様式第11号（第21条関係）

県内異動・県外転入

変更事項	住所・氏名・その他				
運転経歴証明書記載事項変更届					
鳥取県公安委員会 様					
年 月 日					
フリガナ		男	電 話 番 号 (加入又は携帯)	●届出者氏名	
氏 名		女	()	続柄(本人・その他)	
	フリガナ				
	氏 名				
	住 所				
	生年月日	年 月 日	性別	男 1	女 2
	確認方法	住民票・保険証・配達文書等・その他()			

※太線の中だけを記載してください。

※運転経歴証明書のお取り扱い記載してください。	フリガナ		性別	生年月日
	氏 名			年 月 日
	住 所			
	交付年月日・番号	年 月 日		交付公安委員会
	運転経歴証明書番号			公安委員会

受付場所	所属名：	警察署	取扱者：
------	------	-----	------

氏 名																	
本 籍																	
住 所																	
交 付																	
免許の条件等																	
番 号	有無	免許の種類	大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	けん引
二・小・原																	
他																	
二 種																	

登録審査責任者	登録票作成	登録者

登録場所		
東部	中部	西部
50	60	70

資料区分	県内異動			県外転入	
	住	氏	住・氏	住	住・氏
	51	52	53	A1	A3

別記様式第11号の2（第21条の2関係）

運転経歴証明書再交付申請書

鳥取県公安委員会 様

年 月 日

※ 太線の中だけを記載してください。

フリガナ		男	写真
氏名		女	
電話番号	自 宅 - - 携 帯 - -		
生年月日	年 月 日	記載事項変更届	確認方法 住民票・保険証・配達文書等・その他 ()
		フリガナ	フリガナ (新) 生年月日
住所		新 氏名	新 住所
			年 月 日

資料区分	再交付	サブコード	登録年月日	年	月	日	登録番号					
			受付場所	東部	中部	西部	再 交 付	亡失・滅失	盗難	汚損・破損	引換	
				50	60	70	理 由	1	2	3	4	

現に受けている運転経歴証明書	経歴証明書番号																		
	交付年月日 登録番号	年	月	日								運転者区分							
	免許の種類	大	中	準	普	大	大	普	小	原	けん	大	中	普	大	けん	優良	一般	違反等
	型	型	型	通	特	二	自	自	特	付	引	二	二	二	二	けん	交 付 公安委員会		

氏名																		
本籍																		
住所																		
交付																		
免許の条件等																		
番号	有無																	
二・小・原	免許の種類	大	中	準	普	大	大	普	小	原	けん	大	中	普	大	けん		
他	型	型	型	通	特	二	自	自	特	付	引	二	二	二	二	けん		
二種	型	型	型	通	特	二	自	自	特	付	引	二	二	二	二	けん		

登録審査責任者	登録票作成	登録者

警 察 署 受 理	
警察署	取扱者

